

26.10.11

<原発被害糾弾飯舘村民救済申立団の質問への回答>

熊坂 義裕

以下のとおり回答させていただきます。

第1 完全賠償の実現のために

1 県民の損害賠償に関する県の取り組みは、業界団体や市町村等による「原子力損害対策協議会」や国等関係機関からなる「損害賠償連絡会議」を組織し要望活動を行うなど、県民による損害賠償請求の側面支援のみに止まっています。これは、県が「行政は民対民の争いには直接介入しない」という従来からの固定観念にとらわれているためと思われます。

しかし、原発事故のように県民の大多数が被害者となり、損害の種類が多岐にわたり、しかも損害額が甚大な場合には、民対民の問題と割り切るべきではなく、公害事件のように、県は被害者である県民を積極的、直接的に支援することを最重要課題の一つとして取り組むべきであると考えています。

また、損害の全てについて完全な賠償を受けることは当然の権利です。原子力損害賠償紛争審査会の中間指針はあくまで目安にすぎません。ADRはこの指針にとらわれるべきでなく、個々の事情を十分に斟酌して和解案を示す責務があると考えます。さらに、東京電力は、被害の状況が解消されるまで長期間にわたり賠償責任を負わなければなりません。紛争審査会の指針が「最終」でなく「中間」と言っているのはこのことを示しているものと考えます。

2 上記1にも記したように、県は積極的に支援すべきと考えており、和解案についてはこれを尊重し誠実に受け入れるべきであることを、県としても東京電力に対して強く主張していきます。

第2 あらゆる原発事故被害者に等しく支援を

1 私は、基本政策としてその最初に「原発被害対策の総見直し」を掲げており、その最初に「原発事故子ども被災者支援法」の理念に則り、放射線を避けて暮らす権利を保障すること」を約束しています。従って、このことを県政の基本にしたいと強く思っています。

2 これまでの原発被害対策を総点検し、ご指摘のように、これまでの被害者対策として必要と評価できる施策は継続します。さらに、避難者の心身のケアのために、仮設住宅等へ医療関係者が定期的に訪問する医療巡回制度を創設し、相談・診断・治療の体制

を確立することなど、原発事故被害者的心に寄り添った新たな施策を積極的に講じていく考えです。

3 県及び被災市町村において進められている震災復興住宅の整備は予定よりかなり遅れています。これとは別に、長年培ってきた地域コミュニティをより強固に維持していくために、津波被災地域における対策と同様な手法で、関係住民の皆さんの意見を尊重しながら集団移転のための代替地の整備を支援し、あるいは県又は市町村が整備提供する施策が必要であると考えています。もちろんその財源の確保に当たっては、国に対して補助制度を設けるよう強く要請します。

4 避難指示の解除については住民の安全確保を最優先し、地域住民の意見を十分に取り入れながら、かつ安心して生活できる環境整備を行った後に実施すべきであると考えます。具体的には、避難指示の解除は年間1ミリシーベルト以下の地域から行い、最大でも年間5ミリシーベルトを超える地域については解除すべきではないと考えます。

5 年間1ミリシーベルトを超える地域について避難解除する場合において、解除後も帰還せず避難継続を選択する住民に対しては、引き続き、民間借り上げ住宅等への居住等、これまでと同様の支援措置を継続して講じていくべきであると考えます。

6 長期避難している子どもたちももちろん、避難はしていないとも常に低線量被爆の危険にさらされている子どもたちの安全と心身の健康保持のために、放射線の心配のない県外等での様々な体験活動や交流活動などを支援する施策を、県として積極的に講じていきます。「原発事故子ども被災者支援法」は第8条において、国の責務としてこうした支援策を講じることとしていますが、県が自ら施策を講じ、国に対してその費用を措置するよう求めていきます。

第3 脱原発の実現をめざして

1 原発事故による苛酷極まりない被害と原状回復のためには数十年間を要するという、この現実は被災県にしか理解できないことだと思います。日本国全体として、このような惨劇を繰り返さないためには、全国のすべての原発の再稼働に反対しなければならないと強く思います。そこで、本県が率先して全国すべての原発の再稼働を停止するよう国及び事業者に対して敢然と主張し要求していくのは当然の権利であり、被災県としての大きな責務でもあると考えています。

現知事及びその後継者は、鹿児島県の川内原発を始め他の道県の原発の再稼働に関しては、「他県のことなので、コメントする立場がない」との趣旨の発言を繰り返しています。

いるようですが、これは、原発事故被災県のリーダーとして非常に「無責任」な発言だと思っています。

2 東京電力は、福島第1原発のみならず福島第2原発も含めたすべての廃炉を直ちに決定すべきであり、そのことを東京電力及び国に対して強く主張し要求していきます。

第4 原発に頼らない県経済をめざして

1 原発に依存しない経済社会を築いていくために、太陽光、風力、小水力及び地熱等の自然エネルギーを始めバイオマスエネルギーなどの再生可能エネルギーの普及拡大を推進していきます。

なお、再生可能エネルギー社会の実現のためには、従来の原発や火発などの大規模発電型には送電に伴う非効率さや大規模停電のリスクが潜在することから、今後は地域分散型の多様なエネルギーを効率よく組み合わせた社会の構築を目指していく必要があると考えています。そのために、まずスマートコミュニティの実証実験に取り組みます。

2 太陽光発電が中心になりますが、既に学校や社会教育施設などへの導入が進んでいます。今後はさらにこれに拍車をかけ積極的に推進し、再生可能エネルギーの普及拡大を図っていく考えです。